

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。振り仮名の記載にあたり、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。

朝日町に本籍のある方の通知は、**6月中旬から下旬**の発送を予定しています。朝日町の通知書はハガキサイズのもので、1通につき4名まで記載されます。戸籍内で別住所の方は住所地ごとに通知書が送付されます。



お手元に通知書が届きましたら、中に記載されている振り仮名を確認してください。通知された氏名の振り仮名が実際の振り仮名と異なる場合は、正しい振り仮名の届出を令和8年5月25日までにしてください。届出は、マイナポータルからオンラインでの届出をしていただくか、書面での届出をしてください。

通知された振り仮名が正しい場合には、届出をする必要はありません。

令和8年5月26日以降、通知された振り仮名が順次記載されます。

なお、振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求をすることはありません。詐欺にご注意ください。

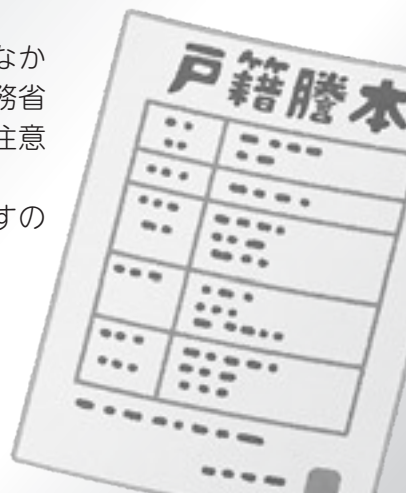
戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPで御案内していますので、御参照ください。

【法務省HP】

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>



問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653



マイナンバーカード臨時窓口について

次のとおり、休日の臨時窓口を開設します。

マイナンバーカードの受け取りや申請、電子証明書の更新などの手続きができます。

なお、臨時窓口はすべて**予約制**です。

予約がない場合、窓口は開設しませんのでご注意ください。



【休日臨時窓口】

7月6日(日)

9時～13時(最終の受付は12時45分)

【夜間臨時窓口】

6月12日(木)、6月26日(木)

17時30分～19時30分

(最終の受付は19時15分)

※予約や予約の変更は、事前(直近の役場開庁日まで)に連絡をお願いします。(当日の予約は受け付けていません。)

※臨時窓口の日時は変更する場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。

※平日は9時～16時40分の間で予約を受け付けています。

※電子証明書の更新には、マイナンバーカードとマイナンバーカード交付時に設定した暗証番号が必要です。

予約・問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653